

議 案 第 8 号

富士見市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立放課後児童クラブ条例（平成12年条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

ひとり親家庭等の保護者負担金を減額するため、富士見市立放課後児童クラブ条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

富士見市立放課後児童クラブ条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 3 その他階層の認定に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。